

平成18年田村市議会6月定例会会議録

(第3号)

○会 議 月 日 平成18年6月19日(月曜日)

○出 席 議 員 (25名)

議 長	宗 像 公 一		
1 番	樽 井 義 忠 議 員	2 番	大和田 博 議 員
3 番	菊 地 武 司 議 員	4 番	遠 藤 正 徳 議 員
5 番	橋 本 賢 議 員	6 番	先 崎 温 容 議 員
7 番	菅 野 善 一 議 員	8 番	白 石 治 平 議 員
9 番	吉 田 豊 議 員	10番	長谷川 元 行 議 員
11番	半 谷 理 孝 議 員	12番	柳 沼 博 議 員
13番	橋 本 紀 一 議 員	14番	石 井 市 郎 議 員
15番	佐久間 金 洋 議 員	16番	猪 瀬 明 議 員
17番	松 本 熊 吉 議 員	18番	橋 本 文 雄 議 員
19番	村 越 崇 行 議 員	20番	佐 藤 忠 議 員
21番	箭 内 仁 一 議 員	22番	秋 元 正 登 議 員
24番	石 井 忠 治 議 員	25番	本 田 仁 一 議 員

○欠 席 議 員 (1名)

23番 安 藤 嘉 一 議 員

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	富 塚 宥 暲	助 役	鹿 俣 潔
収 入 役	村 上 正 夫	総 務 部 長	相 良 昭 一
企 画 調 整 部 長	郡 司 健 一	生 活 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	秋 元 正 信
産 業 建 設 部 長	塚 原 正	滝 根 行 政 局 長	青 木 邦 友
大 越 行 政 局 長	吉 田 良 一	都 路 行 政 局 長	新 田 正

常葉行政局長	白石幸男	船引行政局長	佐藤輝男
総務部参事 兼総務課長	佐藤健吉	総務部財政課長	助川弘道
企画調整部参事 兼観光交流課長	白土哲二	生活福祉部 参事兼保健課長	加藤与市
産業建設部 参事兼産業課長	坂本謹威知	教育委員会 委員長	白岩正信
教育委員会教育長職務代理者 兼教育次長	宗像泰司	教育委員会 教育総務課長	鈴木喜治
選挙管理委員会 事務局長	佐藤健吉	代表監査委員	武田義夫
監査委員 事務局長	渡辺新一	水道事業所長	助川俊光

#### ○事務局出席職員職氏名

事務局長	白石喜一	総務課長	渡辺新一
主事	渡辺誠		

#### ○議事日程

- 日程第1 議案第68号 田村市長期継続契約を締結することができる契約に関する  
条例の制定について
- 議案第69号 田村市下水道事業分担金条例の制定について
- 議案第70号 田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例について
- 議案第71号 田村市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 田村市税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 議案第75号 田村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第77号 平成18年度田村市一般会計補正予算（第1号）について

- 議案第78号 平成18年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第79号 平成18年度田村市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第80号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第81号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第82号 字の区域の変更について
- 議案第83号 財産の取得について
- 議案第84号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合組織の変更について

日程第2 議案の常任委員会付託

日程第3 請願・陳情の常任委員会付託

---

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時59分 開議

○議長（宗像公一） 皆さん、おはようございます。

会議規則第2条の規定による欠席の届け出者は、23番安藤嘉一君であります。

また、公務のため、農業委員会事務局長根本徳位君は、本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

本日は、お暑うございますので、上着をとることを許可したいと思います。

また、ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、半谷理孝君から発言の要求がありますので、これを許可します。半谷理孝君。

○11番（半谷理孝） 発言の取り消しについて申し上げます。

6月16日の一般質問の再質問の中で「・・・・・・・・・・」と発言いたしましたが、適切な発言ではございませんでした。

つきましては、「・・・・・・・・・・」の部分の発言を取り消したいので、許可くださるようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宗像公一） ただいま、半谷理孝君から、6月16日の一般質問における発言について、「・・・・・・・・・・」部分を取り消したい旨の申し出がありました。

発言の取り消しについては、会議規則第64条の規定により議会の許可が必要となります。お諮りいたします。

申し出のとおり発言の取り消しを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、半谷理孝君からの申し出のとおり、発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

会議録上の取り扱いについては、「・・・・・・・・・・」という部分を削除いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程（第3号）のとおりであります。

---

#### 日程第1 議案第68号から議案第84号まで

○議長（宗像公一） 日程第1、議案第68号田村市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてから、議案第84号福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組規約の変更についてまでを議題といたします。

これより、議案に対する質疑を行います。通告の順序により14番石井市郎君の発言を許します。石井市郎君。

（14番 石井市郎議員 登壇）

○14番（石井市郎） おはようございます。

議席番号14番石井市郎であります。

ただいま議長よりお許しを得ましたので、以前に通告しておりました総括質疑の議案に対する2件について、市当局の説明を伺いたいと考えます。

第1点目であります。議案第68号田村市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてであります。

この条例が可決されますと、平成18年7月1日から施行することになるわけですが、第3条長期継続契約を締結することができる契約期間は5年以内とすると明記されてありますが、1点目に、新規にされる物件、物品に対しての取り組みなのかどうかを伺いたいと思います。

また、現在利用されている事務用機器、教育用機器の車両、日用品となっておるわけですが、長期リースの物件の点は私も理解できる部分ではあるのですが、短期的な日用品などの理解できないような部分が私には感じられますので、その点の説明をお聞きしたいと考えます。

さらには、(2)にあります庁舎の清掃などもどのように判断すべきか。また、エレベーターの管理点検などはどのように対処しているのか。指定業者で取り組んでいるのか、入札等によって取り組んでおられるのか。

さらには、町村合併して1年3カ月を迎えた中で、旧町村の契約等に相違が発生するものと考えられますので、市当局の説明を伺いたいと考えます。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 14番石井市郎議員の提出議案書の21ページになりますが、議案第68号田村市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についての質疑に対しお答えをいたします。

第3条についてのおただしであります。平成16年12月の地方自治法及び同施行令の改正に伴いまして、一定の条件のもと、新たな長期継続契約を対象といたします。条例で定めることができることとなりましたので、田村市といたしましては、複写機、パーソナルコンピュータ等にかかる賃貸借契約並びに庁舎等の清掃、警備など委託契約業務につきまして、長期継続契約の対象とするため制定しようとするものであります。

従来は、このような契約につきましては、予算の定めるところにより債務負担行為のご議決をいただき、複数年の契約を締結し、執行いたしてまいりましたが、本条例の制定によって、単年度の予算計上より複数年の契約が可能となりますことから、事務処理の簡略化、また複数年数契約による経費の低減化が期待できるものであります。

さらに、契約期間につきましては、物品の耐用年数及び適正なリース期間の観点から5年以内としようとするものであります。

おただしの現在まで使用されております物品等につきましては、本条例の想定する契約と同種の契約であります。既に債務負担行為としてご議決をいただき、複数年契約を締結したものでありますので、本条例の適用外であり、平成18年7月1日以降にかかる新たな契約から適用していこうとするものであります。

さらに、物品等の短期的なものの契約はどうなるのかというようなおただしでございますが、その物件それぞれの状況によりますが、主に長期にかかわるもの、短期的なものは

従来どおりということの解釈になろうかと思えます。

さらに、庁舎エレベーターの指定業者の入札等についてのおたがしでございすが、田村市としましては、基本的には入札を執行してやってまいりたいということに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（宗像公一） 石井市郎君。

○14番（石井市郎） ただいま総務部長より説明があったわけですが、地方自治法の流れということで、田村市の方でも取り組んでいかなければならないということで、7月1日からの契約等について取り組んでいくというふうな説明がありまして、私は日用品の方、ちょっとボールペンとか定規とか、その辺までの文言を見ますと、この辺もどのような契約対応になるのかなと、ちょっと単純な考えなんですすが、その辺のこともありましたので、エレベーターの件に対しましても入札の方で取り組んでいかれるという答弁があったわけですが、やはり業者等によりましても、一定の業者というよりもそれぞれの業者があると思えますので、入札による取り組みで大変いい形に変えていくのかなと、そのように承りました。

そのような中でいきますと、かなり大変、田村市の方の財政等も厳しい状況の中であると思われますので、その辺の財政の方の部分に対しまして、田村市民の声に反映できるまちづくりが確立されることと私も信じていきたいと、そのように考えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、2点目に入ります。

議案第71号の件でありますすが、31ページになります。田村市税条例の一部を改正する条例についてでありますすが、第34条の2の中といいますか、「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」と改めると提出されておられるわけですが、田村市税条例の第6編の財務の例規集等を読みますと、その中に雑損控除額から13項目の控除額が取り入れられているわけでありすが。その中で、なぜ損害保険料控除額を地震保険料控除額に改められたのか、その辺を伺いたいと思えます。

○議長（宗像公一） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 提出議案の31ページ、議案第71号田村市税条例の一部を改正する条例、一部改正についてのご質疑に対しお答えをいたします。

第1条の改正条例の中で第34条の2中、地震保険料控除額について申し上げます。

近年、地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全のため、災害時における地震保険に加入される方が多くなりましたことから、将来的な国民負担の軽減を図る、との観点から、地震保険料控除を創設すべきとの政策的な要請が高まってきておりました。

こうした状況のもと、平成18年度国の税制改正において、国民の安心、安全への配慮の一つの目玉として改正がなされ、創設に当たっては、現行の損害保険料控除を改組して、新たに地震保険料控除を設けたものであります。

具体的には、既存の損害保険料控除額上限の1万円を全廃いたしまして、地震保険料控除を新設し、支払った保険料の2分の1に相当する額を上限に、2万5,000円の範囲内で所得控除しようとするものであります。

新制度に伴う経過措置といたしましては、平成18年度末までに締結をいたしました長期損害保険、火災保険等でございますが、長期損害保険等については、従来の損害保険料控除を適用可能としており、この改正においては平成20年度以降の個人市民税から施行されるものであります。以上でございます。

○議長（宗像公一） 石井市郎君。

○14番（石井市郎） ただいま総務部長からの答弁を伺って、私も国の方の流れというふうな部分は納得してはいるわけですが、加入率も大変多くなってきているということも現実だと思います。

また、近年各地域で温暖化現象の関係もあるかどうかは別といたしましても、大変地震等の被害も多いということは、私も認めているところではあります。

そのような中で、私はこの損害保険料控除額という面に対しまして、損害保険の場合は大変広範囲な中での取り組みの保険料対応になるということも考えた部分もありまして、地震保険料となりますと一部の地域、そういうふうな特定の地域になっていきはしないかなど、そのような部分の懸念から質問をさせていただいておりますが、私たちが住むこの田村市は、阿武隈山系の岩盤、または活断層の上に住んでおられるという中でありまして、市民が安心して生活できる田村市が今後永遠に続くことを願ひまして、内容等の把握等もできましたので、私の質問をこれで終わりたいと考えます。

○議長（宗像公一） これにて14番石井市郎君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による議案に対する質疑は終了いたしました。

○議長（宗像公一） 日程第2、議案の常任委員会付託を行います。

議案第68号田村市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてから、議案第84号福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合理約の変更についてまでの17議案を、お手元に配付いたしております議案付託表によりそれぞれの常任委員会に付託いたします。

---

日程第3 請願・陳情の常任委員会付託

○議長（宗像公一） 日程第3、請願・陳情の常任委員会付託を行います。

議長において受理した請願並びに陳情は、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおりであります。

請願・陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

---

○議長（宗像公一） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

午前10時17分 散会